

## 沖洲マリンターミナル駐車場を催物等に使用する場合について

### 1 使用の申し込み

- (1) 使用の申し込みは、使用開始日の3ヶ月前から（3ヶ月前が休日の場合は次の平日）東部県土整備局港湾管理担当にて受け付けますので、所定の申請書（事務所で配布又は県のホームページに添付）により申し込んでください。  
ただし、公益性その他の事情により知事が特別の理由があると認めるときは、この期間以外でも受け付ける場合があります。
- (2) 使用の申し込みは、先に申請書を提出した方を優先しますが、同日中に複数の申し込みがあった場合は、翌日事務所にて抽選を実施します。
- (3) 許可証を発送する際に納付書を同封しますので、使用料は、納期限までに納付書裏面記載の金融機関にて納付してください。なお、既納の使用料については、天災その他不可抗力により使用不能になった場合等以外は還付することができませんので、あらかじめご了承ください。

### 2 使用上の注意

- (1) 使用期間内はイベント用出入口（一般駐車用出口東側）をご利用ください。  
また、使用開始日の前に事務所にて出入口の鍵を貸し出しますので、関係者以外の方が出入りしないよう使用者側にて適正に管理してください。
- (2) 開催にあたり必要な設備については、使用者側で用意してください。
- (3) 騒音、振動、渋滞等、一般の方の妨げとならないよう注意してください。
- (4) 使用を終えたときは、施設を原形に回復してください。また、使用者の責めに帰すべき事由により施設をき損した場合は、その損害を賠償していただきます。
- (5) 火災、盗難、停電その他の事故により使用者、参加者又は持ち込み品等に損害が生じた場合は、施設管理者に重大な過失が無い限りその責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- (6) その他使用にあたっては、港湾法、徳島県港湾施設管理条例等関係法令及び許可条件等を遵守してください。

（お申し込み・お問い合わせ）  
〒770-0865 徳島市南末広町 6-36 徳島庁舎  
東部県土整備局 港湾管理担当  
TEL 088-653-8892  
FAX 088-623-4036